

2020年度「女性・戦争・人権」学会大会シンポジウム趣意書

「日本軍性奴隷制の原点——女性国際戦犯法廷 20周年」

2000年12月に東京で開催された「日本軍性奴隷制の責任者を裁く女性国際戦犯法廷」から、早くも20年が経過しようとしています。金学順さんの勇気ある告発からも30年近くが経ち、被害者の女性たちの多くが亡くなりました。当初より彼女たちの支援をしてきた方、まだ見ぬ被害者たちに呼びかけ、彼女たちが声を挙げるために寄り添い、日本軍慰安所における加害の在り方を、「性奴隷制」として問題化することに尽力されてきた方々にとっても、30年以上の年月は決して短いものではありません。

わたしたち「女性・戦争・人権」学会は、日本政府に対して、法的責任を認め、過去の日本が国家として行った犯罪について、歴史的な検証を経て、その問題と責任の所在を明らかにするよう求めてきました。被害女性たちの尊厳を回復しようという態度と行為こそが、国際的にも、国内的にも日本政府がとるべきものだからです。

しかしながら、「天皇裕仁及び日本国を、強姦及び性奴隷制度について、人道に対する罪で有罪」との判決を言い渡した女性国際戦犯法廷が日本政府に示した12もの勧告は、実現にはほど遠く、むしろ日本政府の政策は勧告に逆行しています。教科書の記述をめぐっては言うまでもありませんが、第二次安倍政権の発足以降、被害者の視点を無視した「日韓合意」や、性奴隷制に対する否定的な言動などにみられるように、日本政府は、なぜ日本軍性奴隷制が国際的な人権問題として、多くの人びとから解決を求められているのか、その問題の所在すら理解していないとさえ思えます。

国際的な人権意識と現在の日本政府の認識のギャップという文脈を踏まえ、女性国際戦犯法廷から20年を迎える本大会では、日本軍性奴隷制の原点に立ち戻りつつ、その問題のありかを見つめなおすシンポジウムを企画します。

半世紀近くも沈黙を強いられてきた女性たちが、自ら被害者として、加害者の罪を告発するまでの道のり、支援の在り方、そして運動の意義を、いまどのように捉えなおすべきなのか。あるいは、日本軍性奴隷制に対する理解とその壮絶な被害への応答をめぐる研究や運動の蓄積が、関係当事国を越えて国際社会にもたらしたインパクトとは何か。そして、女性国際戦犯法廷から20年を迎える国際的な人権レジームは、どのように変化し、どのような課題をいまなお抱えているのか。

以上のような問いを通じて、本シンポジウムではまた、「女性・戦争・人権」学会の歩みをも振り返る機会も参加者のみなさんと共有できる機会としたいと思います。

「女性・戦争・人権」事務局

〒602-0898

京都府京都市上京区烏丸通上立売上ル

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科

岡野八代研究室

Fax : 075-251-3091 Email : joseijinkensensou@gmail.com

Website : <http://www.war-women-rights.com/>

郵便振込口座 : 00900-6-38551 「女性・戦争・人権」学会